**第5期おおさき宝大使をご紹介します**

　市の豊かな歴史や文化、産業、観光資源などを国内外に広く宣伝していただくために、「第5期おおさき宝大使」を委嘱しました。おおさき宝大使は、市の出身者または市にゆかりがあり、教育、芸術、文化、スポーツ、産業経済などの分野で活躍している人たちから選任しています。任期は、令和4年7月31日まで3年間です。

問　観光交流課交流担当　23-7097

**第5期おおさき宝大使名簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 氏名 | 出身地 | 職業・役職 |
| 1 |   | 三本木 | 「すきです三本木」会長 |
| 2 |   | 松山 | 首都圏大崎連絡協議会副会長、松山中学校同窓会関東支部長 |
| 3 | イガグリ | 古川 | ミュージシャン |
| 4 |   | 東京都 | 温泉ビューティ研究家、旅行作家 |
| 5 |   | 古川 | 東京宮城県人会連合会顧問、渋谷区山下町会会長 |
| 6 |   | 岩出山 | 東京有備会会長 |
| 7 |   | 涌谷町 | 21世紀政策研究所研究主幹、宮城大学名誉教授 |
| 8 |   | 古川 | 女優 |
| 9 |   | 東京都 | 版画家 |
| 10 |   | 岩出山 | 首都圏大崎連絡協議会副会長、㈱キラット代表取締役社長、キラットファミマ代表 |
| 11 |   | 鹿島台 | 長野県民文化会館長、元東京交響楽団エグゼクティブマネージャー |
| 12 |   | 古川 | 在京古高同窓会会長、首都圏大崎連絡協議会副会長、元駐コロンビア大使、元駐ヴァチカン大使 |
| 13 |   | 三本木 | 首都圏大崎連絡協議会会長、「すきです三本木」副会長、古川工業高等学校同窓会顧問 |
| 14 |   | 愛知県 | 画家、独立美術協会会員、日本美術家連盟東海地区代表 |
| 15 |   | 古川 | 画家、新制作協会会員 |
| 16 | さとう  | 古川 | 歌手 |
| 17 |   | 岩出山 | 首都圏大崎連絡協議会常任理事・監事、東京有備会副会長、古川学園同窓会関東支部顧問、㈲サトーファスナー取締役会長 |
| 18 |   | 岩出山 | ㈱ブレストシーブ代表取締役、一般財団法人日本刀剣博物研究財団代表理事、薬学博士 |
| 19 |   | 愛知県 | 丸型ポスト写真家 |
| 20 |  ナカ子 | 三本木 | 古川黎明高等学校同窓会関東支部副支部長、「すきです三本木」副会長 |
| 21 |   | 古川 | 役者、劇作家、演出家 |
| 22 |   | 古川 | 大崎市政策顧問、JA全農経営管理委員、在京古高同窓会顧問 |
| 23 |   | 鹿島台 | ジー・オー・ピー㈱代表取締役 |
| 24 |   | 鳴子温泉 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 |
| 25 |   | 古川 | ㈱アーク柏顧問 |
| 26 |   | 鹿島台 | ㈱東武ホテルマネジメント取締役統括総料理長 |
| 27 |   | 鳴子温泉 | 首都圏大崎連絡協議会副会長、㈱アバンサ代表取締役会長 |
| 28 |   | モンゴル | 第69代横綱 |
| 29 |   | 古川 | ボクシング世界5階級制覇者 |
| 30 |   | 東京都 | マルカメグループ会長 |
| 31 |   | 福島県 | 仙台いちょうの会会長、元JR東日本古川地区駅長 |
| 32 |   | 青森県 | 東北大学大学院工学研究科教授・工学博士 |
| 33 |   | 古川 | 自営業コンサルタント |
| 34 |   | 東京都 | 宮城学院女子大学現代ビジネス学部学部長 |
| 35 |   | 古川 | 造形美術家、1064（テントウムシ）美術館・のぶお工房主宰 |
| 36 |   | 大郷町 | 古川学園高校同窓会関東支部長、首都圏大崎連絡協議会前会長代行、「すきです三本木」事務局長、日外アソシエーツ㈱デジタルコンテンツ販売部長 |
| 37 |  けあき | 古川 | 女優 |
| 38 |   | 古川 | ㈲ナック代表取締役、ガーデンデザイナー |
| 39 |   | 古川 | 東北放送㈱総務局専任部長、東北映画制作㈱取締役制作事業部長 |
| 40 | ロバート キャンベル | アメリカ | 日本文学研究者 |
| 41 |  いづみ | 東京都 | 東京大学名誉教授、中央大学理工学部教授 |
| 42 | ワッキー | 仙台市 | フリータレント、司会業、ラジオDJ、テレビレポーター |

**子育てにやさしい社会へ**

**10月1日から施設等利用料が無償化されます**

　10月1日から、3歳から5歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが利用する幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料（保育料）が無償化されます。これは、消費税率引き上げに合わせて、国が全国一斉に進めるもので、市内の施設もその対象となります。

　現在市内の施設に入所（園）する子どもの保護者には、施設を経由して、市からの詳しいお知らせを送付します。主な概要は以下のとおりですが、施設や利用方法によって異なりますのでお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子どもの年齢（4月1日時点） | 子どもが利用する施設など | 保護者が負担する費用 |
| ●3歳～5歳保育の必要性の認定事由に該当する子ども保育の必要性に該当する例→共働き家庭→疾病などで日中の保育が難しい家庭→ひとり親で働いている家庭など | ①幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通所支援など子育て支援総合施設（保育所部門）も対象となります。②幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通所支援など子育て支援総合施設（保育所部門）も対象となります。③認可外保育施設など | ①無償幼稚園は月2.57万円まで無償②「450円×利用日数」か、「月1.13万円」のいずれか低い方までが無償③月3.7万円まで無償 |
| ●3歳～5歳保育の必要性の認定事由に該当しない子ども保育の必要性に該当しない例→専業主婦（夫）家庭 など | 幼稚園、認定こども園、障害児通所支援など子育て支援総合施設（幼稚園部門）も対象となります。 | 無償幼稚園は月2.57万円まで無償 |
| ●0歳～2歳保育の必要性の認定事由に該当し、住民税非課税世帯の子ども | ①保育所、認定こども園など②認可外保育施設など | ①無償②月4.2万円まで無償 |

**必要な手続き**

新たに認定が必要になる人には、現在入所（園）している施設から「施設等利用給付認定申請書」が配布されますので、添付書類を添えて期日まで施設に提出してください。市外の施設に入所している人は、「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要ですのでお問い合わせください。

**注意点**

3歳以上の保育所入所児童は、これまでの主食費に加えて副食費（4,500円程度）が実費徴収となります。

問い合せ先

・無償化、保育所などに関すること　子ども保育課子ども保育係　23-6040

・幼稚園に関すること　学校教育課学事担当　72-5033

・障害児通所支援に関すること　社会福祉課障がい福祉係　23-2167